

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年6月5日

1. 執行機関の別	1. 都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	上三川町
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	70-2
6. 独自利用事務の対象者	妊婦及び産婦
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和7年4月1日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	

執行機関名 上三川町長

妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)の規定による妊産婦医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	70	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	96	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第16 町長の項 上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)の規定による妊産婦医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法(昭和40年法律第141号)第1条	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(母性)並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって(国民保健の向上)に寄与することを目的とする。	この条例は、(妊産婦)に対し、医療費の一部を助成することにより疾病の早期発見と受療を促進し、もって(母子保健の向上)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号) 上三川町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(平成14年上三川町規則第52号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(平成14年上三川町規則第52号)第2条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(平成14年上三川町規則第52号)第2条の規定による支給資格証の交付の申請に係る事実の審査についての徴収に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 1	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第2条第2項第1号、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 12	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第2条第2項第2号、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ3	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第2条第2項5号、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ5	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第2条第2項第3号、第4号及び第6号、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ㏸	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第4条の規定による助成の申請に係る事実の審査についての徴収に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ1	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第2条第2項第1号、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ2	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第2条第2項第2号、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ3	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第2条第2項第5号、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ5	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第2条第2項第3号、第4号及び第6号、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ㏸	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(平成14年上三川町規則第52号)第7条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(平成14年上三川町規則第52号)第7条の規定による変更の届出に係る事実の審査についての徴収に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 1	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第2条第2項第1号、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 12	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第2条第2項第2号、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 13	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第2条第2項第5号、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 15	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第2条第2項第3号、第4号及び第6号、第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 16	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務4	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 98 条 項 号	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(平成14年上三川町規則第52号)第2条
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(平成14年上三川町規則第52号)第2条の規定による受給資格証の交付の申請に係る事実の審査についての徴収に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 98 条 項 5 号	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務5	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 98 条 項 号	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第4条
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第4条の規定による助成の申請に係る事実の審査についての徴収に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 98 条 項 5 号	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務6	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 98 条 項 号	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(平成14年上三川町規則第52号)第7条
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(平成14年上三川町規則第52号)第7条の規定による変更の届出に係る事実の審査についての徴収に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 98 条 項 5 号	上三川町妊産婦医療費助成に関する条例(昭和48年上三川町条例第14号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--